

訓練前日までに準備・記憶しておくこと

自治会員用

自分の避難する一時避難場所・指定避難所は何処か確認しておく。

- 各一時避難場所には、災害対策支部を開設した正副責任者及び区長がいます。
 - ・ 責任者・支部を開設し、自主防災隊のぼり旗を掲げ、避難住民をまとめ、情報伝達カードに記入します。
 - ・ 副責任者・本部と支部の無線連絡を行います。
 - ・ 他の区長は正副責任者を補佐します。
- * 正副責任者は防災ベスト・ヘルメット・区長腕章、他の区長はヘルメット・区長腕章を着用しております。
 - ☆今回は防災訓練のため、各支部担当役員が手伝います。また、無線機等は担当役員が持って行きます。
- 支部担当役員は、各支部正副責任者の行動を見守り、責任者不在の場合は参加区長の中からその職務を代行依頼すると共に、積極的に使用方法等の説明をします。

発災 (8 : 30)

一時避難場所(支部)までの所要時間を調べ、覚えておくこと。

1分間・10分間行動『自助』・隣近所への安否確認の声掛けと白い布を掲げ、出火防止・施錠後、一時避難場所へ集合します。

自宅は8:40~8:50に出発

- ・ 1分間行動とは、姿勢を低くして自分の身を守る・出口の確保・火の始末。
- ・ 10分間行動とは、火災には初期消火・家族の安全確認・非常持出品の用意等。
- ・ 近隣住民に「訓練に参加しませんか」と声を掛け安否確認をし、私の家族も安全ですと示す為に玄関等に白い布を掲げます。

支部が開設されており、避難者は各区長・責任者に区名または住所氏名を報告する。

9:00~9:10頃までに支部開設

責任者は支部開設、のぼり旗を掲げ避難住民をまとめ、情報伝達カードに記入します。副責任者は本部と無線で相互交信します。

本部からの「避難所の開設」情報を、支部は避難者に知らせ、避難者数を再確認し本部へ避難場所先と避難者数を報告し出発する。責任者の避難開始指示により、避難所に向けて避難住民全員で出発する。各避難所では10時頃から訓練を行っています。時間遅延者は、各自で避難所に避難する。

指定避難所に向け出発する

指定避難所に到着

支部責任者は、避難所受付では情報伝達カードを提出し、避難誘導訓練終了(遅くとも10:00)避難所の受入訓練後。避難所運営協議会長の指示に従い、各支部責任者統率の基、参加自治会員全員で避難所運営本部員と共同訓練をする(12:00を終了予定とする)。